

9月市議会定例会に みなさんのご意見ご要望をお寄せください

川口市議会定例会が9月2日から開かれる予定です。国政においては、新型コロナの感染拡大、物価高騰、安倍晋三元首相の国葬、旧統一教会問題など重大問題が山積していますが、地方自治体として市民の生活不安にこたえ「住民福祉の増進」を図ることが一層求められます。

日本共産党市議団は、みなさんから寄せられるご意見ご要望を市政に届け住民の命とくらしを守るためがんばります。今議会の一般質問には日本共産党から松本さちえ議員、矢野ゆき子議員の2名が登壇する予定です。引き続きご意見ご要望をお寄せください。なお、議会傍聴はできますが、川口市議会ホームページから一般質問の視聴はできません。

9月 市議会日程(予定) ※8月30日開催の 議会運営委員会で 日程を決定します。	9月2日(金) 開会
	13日(火)～16日(金)・20日(火) 一般質問
	22日(木) 常任委員会(環境経済文教・建設消防)
	26日(月) 常任委員会(総務・福祉保健)
	29日(木) 閉会

9月の 無料法律相談

◎日時／9月13日(火)18時30分～

◎会場／日本共産党埼玉南部地区委員会事務所2階

事前に予約の上おこしください。
連絡先の電話番号をお知らせいただき、
当日は筆記用具、メモ用紙などをご持参ください。

主催：日本共産党川口市議会議員団
川口市前川2-28-10 電話 048-267-8411

新川口

2022年8月28日 No.1668

日本共産党川口市議会議員団
川口市前川2-28-10
TEL.267-8411 FAX.261-3528
<https://www.kawaguchi-jcp.jp/>

知っ**得**情報

川口市 住宅リフォーム補助金

9月1日から後期分の受付を開始します

川口市では、住宅改修資金助成金の受付を前期と後期に分けて対応をしています。前期は4月から8月まで、後期は9月から1月までです。前期・後期の予算額はそれぞれ2500万円となっています。党市議団は、市民ニーズの高い助成制度であることから補正予算の増額や制度の拡充も求めています。

【補助金額】

税込み20万円以上のリフォーム工事を行う場合、工事費用の5%(最大10万円)

【受付期間】

2022年9月1日(木曜日)から、2023年1月31日(火曜日)まで
(予算額に達し次第終了)

【対象となる住宅】

- 令和4年4月1日以降交付申請までに契約を締結しており、かつ、交付決定後に着手する工事
- 川口市内にある住宅の工事
- 川口市内に本社がある事業者が行う工事
- 「見積書」で内容が具体的に判別できる工事
- 工事を行った事業者等が「工事証明書」を発行できる工事

【申請者の資格】

- 市税を滞納していない方
- 2022年1月1日時点で住民票上の住所が工事を行う住宅にあり、かつ、引き続きその住宅に居住している方(申請者が居住していなくても、申請者の2親等以内の親族が居住している場合は対象です)
- リフォームした箇所の立ち入り検査の立ち合いに応じられる方

第64回自治体学校

7月24日に開催された「分科会」より

7月23日から25日まで長野県松本市において第64回自治体学校が開催されました。8月7日号では23日の全体会について掲載をしましたが、今号では24日に開催された分科会のうち党市議団が参加した分科会について報告をします。

「松本モデルを現地に学ぶ～公民館活動が広げた住民自治」について。

松本市 地区公民館を軸に分権型市政を展開

人口24万人の松本市では、合併前の自治体の構成をもとに35地区に分かれています。公民館は中央公民館と35の地区公民館を設置しています。

戦後、松本市に公民館が発足したときに、もともとの各村の青年団長が公民館主事を務めることになり松本市にとって公民館は住民が主体、地域課題の学習を柱とする各地域の重要な施設として位置づけられました。

現在、地区公民館を軸として地域づくりセンターを設置（地区公民館・地区担当保健師・地区生活支援員・社協地区担当職員・地域包括支援センターで構成）して分権型市政を展開しています。

地域づくりセンターに交付金「地域のことは地域で解決する」

35地区それぞれの特色を生かした「松本らしい」地域づくりの一層の推進にむけて、松本市が交付金をだして地域の課題の解決を図っています。地区ごとに高齢者率が高い地区、若い子育て世代が比較的多い地区など現状の違いがあることから、交付金を利用してその地区に合わせた活用方法を、地域で決めて地域で解決する取り組みが行われています。隣組単位の防災計画の作成・防災がテーマの地域運動会や地元大学生と連携した空き家対策事業、自分たちで育てた野菜を使った料理をするなど子どもたちとの地域づくりなど工夫がされています。

こうした地域づくりが35ある地区公民館を中心に取り組まれています。



～自治体民営化のゆくえ―「公共」の変質と再生～について

林 芳匡弁護士による「自治体民営化の行方―『公共』の変質と再生」【自治体民営化を考える】の報告を致します。

公共サービスの民営化とは、人的経費の圧縮（非正規及び派遣社員化）によって格差の拡大を招き、公的サービスの低下及び各自治体の責任能力等の低下を招くものであり、財政難のもとでも施設建設を推進していくことや、自治体の関与と住民の立場の後退させるものであるという事例を挙げながら説明が行われました。また、公の施設の指定管理者制度では「指定管理者が行う別事業での不採算の影響により、賃金未払いや管理者辞退等が起こっていること、都市公園においてコスト削減のため除草剤を散布した事例等をあげ、その問題点を指摘しました。

その他、「渋谷区の自治体民営化の実態と対抗軸」を牛尾まさみ渋谷区議会議員、「京都北山エリア開発をめぐる動きと運動について」、森吉治氏（北山エリアの将来を考える会）の体験報告などが行われ、活発な質疑応答の後、参加者による討論があり、「自治体民営化」について真剣な議論が交わされました。9時30分から午後4時過ぎまでの分科会でしたが、充実した一日となりました。